防災ヘリコプター維持管理・運営事業

募集要項

平成 25 年 1 0 月 1 0 日 国土交通省

《目次》

I.	募集要項の定義	1
II.	事業内容に関する事項	2
1	募集要項の公表日	2
2	担当部局	2
3	事業内容	2
4	関係法令等の遵守	4
5	事業スケジュール	4
III.	民間事業者の選定方法	5
IV.	応募に関する条件等	6
1	応募者の構成	6
2	応募者の参加資格要件	7
3	応募に関する留意事項	g
V.	事業者の選定手続き	10
1	直接対話の実施	10
2	募集要項等に関する質問の受付	10
3	募集要項等に関する質問回答	10
4		
5	企画提案に関するヒアリングの実施	11
6	優先交渉権者の選定結果の通知及び公表	11
7	参加の辞退	11
VI.	事業契約に関する事項	12
1	契約手続き	12
2	事業契約締結までの留意事項	12
3	事業者の権利義務等に関する制限	12
4	国と事業者の責任分担	12
5	法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項	13
6	事業が付保する保険	14
VII.	事業実施に関する事項	15
1	誠実な業務遂行	15
2	事業期間中の事業者と国の関わり	15
3	国による監視	15
4	金融機関と国の協議	15

VIII.	その他特定事業の実施に関する必要な事項	16
1	特定事業の選定の取り消し	16
2	情報公開及び情報提供	16
3	本事業に関する問い合わせ先	16
4	添付書類	16

I. 募集要項の定義

国土交通省(以下「国」という。)は、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。)に基づき、特定事業として選定した「防災ヘリコプター維持管理・運営事業」(以下「本事業」という。)を実施する能力を有する事業者を選定し、本事業を実施させることを予定している。

この「防災ヘリコプター維持管理・運営事業 募集要項」(以下「募集要項」という。) は、本事業を実施する事業者を募集及び選定するにあたり公表するものである。

なお、募集要項は、平成25年8月28日に公表した実施方針(以下「実施方針」という。) 及び実施方針に関する質問回答を反映したものである。

本事業に応募しようとする者は募集要項の内容を踏まえ、応募に必要な書類を提出するものとする。

また、別添「防災へリコプター維持管理・運営事業 業務要求水準書」(以下「業務要求水準書」という。)、「防災へリコプター維持管理・運営事業 優先交渉権者選定基準」(以下「選定基準」という。)、「防災へリコプター維持管理・運営事業 基本協定書(案)」(以下「基本協定書(案)」という。)、「防災へリコプター維持管理・運営事業 事業契約書(案)」(以下「事業契約書(案)」という。)、「防災へリコプター維持管理・運営事業 様式集及び記載要領」(以下「様式集」という。)は、募集要項と一体のものである。(上記資料を含め、本事業に関する募集手続において公表又は配付した一切の資料及び当該資料に係る質問回答を総称して、以下「募集要項等」という。)

Ⅲ. 事業内容に関する事項

1 募集要項の公表日

平成25年10月10日(木)

2 担当部局

国土交通省 関東地方整備局 企画部 防災課

住所 〒330-9724 埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1

電話 048-600-1333

E-mail kanto83-bousai08@ktr.mlit.go.jp

3 事業内容

(1) 事業名称

防災ヘリコプター維持管理・運営事業

(2) 公共施設等の種類

防災ヘリコプター

(3) 公共施設等の管理者等

国土交通大臣 太田 昭宏

(本事業について国土交通大臣の事務を分掌する者 関東地方整備局長 深澤淳志) なお、本事業に係る基本協定及び事業契約については、国土交通省関東地方整備局(以 下、「関東地方整備局」という。)が締結する。

(4) 事業目的

国は、大規模災害等発生時における応急対策に必要な被災状況の把握、河川・道路の施設点検、危険箇所の把握、環境調査など治水・道路計画策定のための各種調査を的確に実施するため、昭和62年から平成17年度までの間、8機の防災へリコプターを購入・整備し、日本全域をカバーできるよう各地方整備局に配備してきた。将来的にも、引き続き迅速かつ確実な災害対応等を図るため、現在の配備態勢を維持継続することが必要である。そのような中、関東地方整備局に配備されている現在の防災へリコプター「あおぞら号」は、導入後、25年を経過し、老朽化等を含め早急な更新が求められている。その際、本事業をPFI法に基づき実施することにより、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用し、財政資金の効率的な使用を図りつつ、防災へリコプターの維持管理・運営を行うことを目的とするものである。

(5) 事業概要

選定された民間事業者(以下「事業者」という。)は、国と事業契約を締結し、業務 要求水準書に示された要求水準に基づき本事業を実施する。

以下に主な業務を示すが、より詳細な業務内容については、事業契約書(案)(資料-4)及び業務要求水準書(資料-1)を参照のこと。

- ①本業務の全般管理に関する業務
- ②防災ヘリコプターの確保に関する業務
- ③防災ヘリコプターの維持に関する業務
- ④防災ヘリコプターの運航に関する業務

(6) 事業方式

事業者は自らの資金で防災へリコプターを確保した後、自らの費用で法に基づく手続きを行い、運航できる配備を行った後、防災へリコプターとしての目的を果たすため、 事業期間中にわたって、維持管理・運航を行う。

事業期間中にわたって、自らの確保し、事業終了後も機体を国に譲渡しない、いわゆる BOO (Build-Own-Operate) 方式により実施する。

(7) 事業期間

本事業の事業期間は、本事業の実施に係る契約(以下「事業契約」という。)の締結の日から平成46年度末までの約21年間を予定している。

本事業の概要スケジュールは以下のとおりである。

平成26年3月 事業契約の締結

平成27年度中 防災ヘリコプターの維持管理・運航の開始

平成47年3月 事業契約の終了

※なお、国は、装備品を平成26年12月以降に貸与する。詳細は、業務要求水準書(資料-1)を参照のこと。また、平成27年度中の維持管理・運航の開始時期については、事業者の提案によるものとする。

(8) 事業期間及び本事業の実施に要する費用に関する事項

本事業は、サービス購入型によって実施するものとし、事業者が本事業を実施するに当たり要する費用(以下「サービス対価」という。)を、国が事業契約に基づき、運航を開始してから事業期間終了までの期間にわたり平準化して支払うこととする。なお、サービス対価の支払いの詳細については、サービス対価の支払い方法(資料-6)を参照すること。

4 関係法令等の遵守

事業者は、以下に列挙するもののほか、本事業の実施に当たり必要とされる関係法令 (関連する施行令、規則等を含む。)等を遵守することとする。

- 航空法 (昭和 27 年法律第 231 号)
- 航空機製造事業法 (昭和 27 年法律 237 号)
- 公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律(昭和 42 年法律第110号)
- 電波法 (昭和 25 年法律第 131 号)
- 電気通信事業法 (昭和59年法律第86号)
- 国等による環境物品等の調達の推進に関する法律(平成12年法律第100号)

5 事業スケジュール

今後の事業スケジュールは次のとおりである。

平成 25 年 10 月 10 日 募集要項の公表 平成 25 年 10 月 22 日 直接対話の実施

平成 25 年 10 月 10 日~11 月 1日 募集要項等に関する質問受付期間

平成 25 年 11 月 11 日 募集要項等に関する質問回答

平成25年11月25日 企画提案書の提出期限

平成 25 年 12 月末 優先交渉権者の選定及び公表

平成 26 年 3 月上旬基本協定の締結平成 26 年 3 月下旬事業契約の締結

Ⅲ. 民間事業者の選定方法

国は、本事業への参加を希望する民間事業者(以下「応募者」という。)の選定にあたり、選定基準に基づき、応募者から提出されたサービス対価に関する提案(以下「提案価格」という。)、事業の実施内容に関する提案(以下「提案内容」という。)及び応募者の経営の健全性を総合的に評価し、優先交渉権者を選定する。

選定方法の詳細については、選定基準に示す。

優先交渉権者を選定するにあたり、国は、本事業に関する有識者等からなる委員会(以下「有識者等委員会」という。)に対し、応募者の事業提案に対する評価についての調査審議を委ね、有識者等委員会による調査審議の結果を受けて、優先交渉権者を選定する。有識者等委員会の構成は以下のとおりである。なお、行政委員にあっては、人事異動が発生した場合はその官職に就いた後任者とする。

委員長 山内 弘隆 一橋大学大学院商学研究科教授

委員長代理 山根 峯治 宇宙航空研究開発機構 客員研究員

委員 高橋 玲路 弁護士

委員 石橋 良啓 国土交通省 関東地方整備局 企画部 部長

なお、応募者やそれと同一と判断される団体等が、優先交渉権者選定までの間において本事業に関して、上記委員に面談を求めたり、自らのPR資料を提出したりすることなどによって、自らを有利に、又は他者を不利にするよう働きかけることを禁じる。

IV. 応募に関する条件等

1 応募者の構成

- ① 応募者は、II 3 (5) ①~④に掲げる業務を実施する予定の単独の企業等又は複数の企業等によって構成されるグループであること。
- ② 応募グループを構成する企業の全部又は一部は、基本協定の締結後に会社法に定める 株式会社として特別目的会社(以下、「SPC」という。)を設立しても構わない。な お、【SPCを設立する場合】もしくは【SPCを設立しない場合】における応募者 は、以下の企業によって構成される。

【SPCを設立する場合】

用語	定義		
代表企業	応募者のうち、応募手続を行う企業。		
構成員	応募者のうち、代表企業以外の企業で、SPCに出資する企業。		
協力企業	応募者のうち、SPCに出資せず、SPCから直接業務を受託又		
協力正来	は請け負うことを予定している者。		

ただし、SPCを設立する場合は、次の要件を全て満たさなければならない。

- a. 代表企業及び構成員である株主がSPCの株主総会における全議決権の2分の 1を超える議決権を保有すること。
- b. 代表企業及び構成員を除く株主の議決権保有割合が出資者中最大とならないこと。
- c. SPCの株主は、原則として事業期間等終了時点までSPCの株式を保有することとし、国の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他一切の処分を行なわないこと。

【SPCを設立しない場合】

用語	定義		
代表企業	応募者のうち、応募手続を行う企業。		
構成員	応募者のうち、代表企業以外の企業。		
協力企業	- (想定されない。)		

ただし、SPCを設立せず、かつ応募者が複数企業による場合は、事業契約締結までに次の要件を満たす共同企業体を設立しなければならない。

- a. 代表企業及び構成員の役割分担が明確になっていること。
- b. 代表企業及び構成員が分担業務に関して国及び第三者に与えた損害は当該構成 員がこれを負担すること。
- c. 上記 b の規定にかかわらず、代表企業及び構成員はそれぞれ共同企業体として負うべき責任を免れないこと。
- ③ 応募者は、応募に当たり、代表企業、構成員及び協力企業を明らかにし、II 3 (5) ① ~④に掲げる業務のうち、いずれの業務を実施するかを明らかにすること。なお、一

者が複数の業務を兼ねて実施することや業務範囲を明確にした上で各業務を複数の者で分担することは差し支えない。ただし、II 3 (5) ①~④に掲げる主な業務は、代表企業、構成員又は協力企業のいずれかが実施するものとし、当該業務の全部又はその主たる部分全体を、応募者以外の者に一括で再委託等してはならない。

- ④ 代表企業、構成員又は協力企業の変更は原則として認めない。ただし、企画提案書の 提出期限の日から優先交渉権者の選定の時までの期間を除き、代表企業、構成員又は 協力企業を変更せざるを得ない事情が生じた場合は、国と協議するものとし、国がそ の事情を検討の上認めた場合は、この限りでない。
- ⑤ 代表企業、構成員又は協力企業のいずれかが、他の応募者の代表企業、構成員又は協力企業となることは認めない。
- ⑥ 代表企業、構成員又は協力企業のいずれかと資本関係又は人的関係のある者が、他の 応募者の代表企業、構成員又は協力企業となることは認めない。ただし、当該応募者 の協力企業と資本関係又は人的関係のある者が他の応募者の協力企業である場合は、 この限りでない。
- ⑦ 上記⑥の「資本関係又は人的関係のある」者とは、次に定める基準のいずれかに該当 する場合をいう(以下同じ。)。
 - a. 資本関係がある場合

以下の(A)又は(B)のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(A)について子会社(会社法第2条第3号及び会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。)又は、(B)について子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社(以下「更生会社」という。)又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続(以下「再生手続」という。)が存続中の会社である場合は除く。

- (A) 親会社(会社法第2条4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。) と子会社の関係にある場合
- (B) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
- b. 人的関係がある場合

以下の(A)又は(B)のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(A)については、 更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

- (A) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- (B) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合
- c. その他優先交渉権者の決定の適正さが阻害されると認められる場合 その他上記 a. 又は b. と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められ る場合。

2 応募者の参加資格要件

① 代表企業、構成員又は協力企業に共通の参加資格要件 代表企業、構成員又は協力企業は、以下の要件を満たすこと。

- a. 予決令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- b. 会社更生法に基づく更生手続の開始の申立てがなされていない者又は民事再生 法に基づく再生手続の開始の申立てがなされていない者であること。
- c. 企画提案書の提出期限日から優先交渉権者の選定の時までの期間に、国から指名 停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- d. 「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」(平成18年法律第51号)第10条第4号及び第6号から第9号までのいずれかに該当する者又はその者と資本関係若しくは人的関係のある者でないこと。
- e. 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- f. 国が本事業に関する検討を委託した八千代エンジニヤリング株式会社(同協力事務所としてアンダーソン・毛利・友常法律事務所)と資本関係又は人的関係のある者でないこと。
- g. III に定める有識者等委員会の委員が属する企業又はその企業と資本関係又は 人的関係のある者でないこと。
- ② 本事業防災へリコプターの確保を実施する企業の参加資格要件

II 3 (5) ①~④のうち②本事業防災へリコプターの確保を実施する企業(以下「へ リ確保企業」という。) は、以下の要件を満たすものとする。

- a. 企画提案書の提出時点で、航空法第3条に基づく航空機登録を行った機体を所有 していること(本事業における航空機登録を求めているものではない)。
- ③ 本事業防災ヘリコプターの維持を実施する企業の参加資格要件

II 3 (5) ①~④のうち③本事業防災へリコプターの維持を実施する企業は、以下の要件を満たすものとする。

- a. 平成 25・26・27 年度国土交通省競争参加資格 (全省庁統一資格)「役務の提供等)」 の A~D 等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有すること。
- b. 日本国内の整備工場で日常的な維持管理を実施できること。
- c. 以下の条件を全て満たす整備士を確保できる者であること。
 - (ア) 航空法で定める一等航空整備士の資格を取得している者を配置できること。
 - (イ) 航空法で定める当該ヘリコプターの技能証明を取得していること。
 - (ウ) 平成20年4月1日以降において、技能証明の取り消し又は停止処分を受けていないこと。
- ④ 本事業防災ヘリコプターの運航を実施する企業の参加資格要件

II 3 (5) ①~④のうち④本事業防災ヘリコプターの運航を実施する企業(以下「ヘリ運航企業」という。) は、以下の要件を満たすものとする。

a. 平成 25・26・27 年度国土交通省競争参加資格 (全省庁統一資格)「役務の提供等」

の A~D 等級に格付けされた関東・甲信越地域の競争参加資格を有すること。

- b. 航空法第100条に規定する航空運送事業を営み、当該ヘリコプターの運航管理施 設等を確保できる者であること。
- c. 以下の条件を全て満たす操縦士を複数名確保できる者であること。
 - (ア) 航空法で定める事業用操縦士の資格を取得している者を配置できること。
 - (イ) 航空法で定める当該ヘリコプターの技能証明を取得していること。
 - (ウ) 平成20年4月1日以降において、技能証明の取り消し又は停止処分を受けていないこと。

3 応募に関する留意事項

① 提出書類の作成等に係る費用

応募者が本事業の応募手続きにおいて提出する書類(以下「提出書類」という。) の作成及び提出等に係る費用は応募者の負担とする。

② 募集要項等の承諾

応募者は、提出書類の提出をもって、募集要項等の記載内容を承諾したものとする。

③ 使用言語及び単位、時刻

提出書類は、様式集及び記載要領(資料-5)に指定するもの以外は、応募に関して使用する言語は日本語、単位は計量法(平成4年5月20日法律第51号)に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

④ 虚偽の記載をした場合

応募者が提出書類に虚偽の記載をした場合は応募を無効とする。

- ⑤ 提出書類の取り扱い・著作権等
 - a. 提出書類の変更等の禁止

誤字等を除き、提出書類の変更、差し替え若しくは再提出は認めない。

b. 著作権

本事業に関する企画提案書の著作権は、応募者に帰属する。また、応募者の提 出書類については、優先交渉権者の選定に関わる審査及び公表以外に応募者に無 断で公表しない。なお、提出書類は返却しない。

c. 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法に基づいて保護される第三者の権利を使用した結果生じた責任は、応募者が負う。

⑥ 応募者の複数提案の禁止

応募者は、複数の提案を行うことはできない。

⑦ 国からの提示資料の取り扱い

国が本事業の募集手続きにおいて提示する資料は、本事業応募に係る検討以外の目的で使用することはできない。

V. 事業者の選定手続き

1 直接対話の実施

国は、応募者を対象に、本事業に関する提案内容の要求水準の充足の是非について、 質問書を事前に受領したうえで、個別対面による対話を実施する。

① 開催日時

平成 25 年 10 月 22 日 (火) 9 時~12 時 13 時~16 時

② 参加申込

別添資料 1 「直接対話・参加申込書」に記入し、③の申込期限までに「VIII 3 本事業に関する問い合わせ先」に示す E-mail まで提出すること。また、件名は「防災 ヘリ・直接対話申込 $\bullet \bullet$ 」($\bullet \bullet$ は企業名)とすること。

③ 申込期限

平成 25 年 10 月 18 日 (金) 12 時

④ 参加人数

1社4名以内としてください。

⑤ 対話内容

原則非公開とする。ただし、国が公平性の観点から全ての応募者に共通で明示すべき 条件が明らかになった場合は、本募集要項等の修正等を行い、公表する場合がある。 なお、優先交渉権者を選定する際の審査に影響するものではなく、対話内容は、優先 交渉権者を選定するための提案内容を拘束するものではない。

2 募集要項等に関する質問の受付

国は、募集要項等に記載された内容に関する質問を以下のとおり受け付ける。

① 受付期間

平成 25 年 10 月 10 日 (木) より 平成 25 年 11 月 1 日 (金) 16 時まで(必着)

② 提出方法

募集要項等に関する質問の内容を簡潔にまとめ、別添資料 2「募集要項等に関する質問書」に記入し、「VIII 3 本事業に関する問い合わせ先」に示す E-mail まで提出すること。なお、件名は「防災ヘリ・募集要項等に関する質問書 $\bullet \bullet$ 」($\bullet \bullet$ は企業名)とすること。また、電話により着信を確認すること。文書(質問・意見書を含む。)は、Microsoft Excel により作成することとし、提出者の部署、氏名、電話及びファクシミリ番号並びにメールアドレスを必ず記載すること。

③ 質問・意見に関するヒアリング

募集要項等に関する質問のうち、国において確認が必要と判断したものについては、 質問を提出した者から直接ヒアリングを行う場合がある。

3 募集要項等に関する質問回答

国は、上記2により受け付けた質問に対して以下のとおり回答する。

① 回答方法

国は、募集要項等に関する質問に対する回答を、②の予定日に、関東地方整備局ホームページへ掲載する。

② 回答公表予定日 平成 25 年 11 月 11 日 (月)

4 企画提案書類の受付

応募者は、選定基準に基づく選定に必要な書類を以下の要領で提出する。

① 提出期限

平成25年11月25日(月)18時まで。

※なお、応募者は提出する日について、提出する3日前までに「VIII 3 本事業に 関する問い合わせ先」に電話で連絡すること。

② 提出場所

関東地方整備局企画部防災課(「VIII 3 本事業に関する問い合わせ先」参照のこと。)

③ 提出方法 持参による行うこと。

④ 提出種類様式

提出書類は、様式集及び記載要領(資料-5)に従い作成すること。

5 企画提案に関するヒアリングの実施

優先交渉権者を選定するため、応募者に対し、必要に応じて提案の内容に関するヒアリングを実施することがある。これに該当する場合には、後日、実施時期及び開催場所等詳細を応募企業もしくは応募グループの代表企業に連絡する。

6 優先交渉権者の選定結果の通知及び公表

国は、優先交渉権者の選定後、選定結果を速やかに応募企業もしくは応募グループの 代表企業に文書にて通知する。なお、電話等による問い合わせには応じない。

なお、PFI 法第8条に規定する客観的評価については、優先交渉権者と基本協定を締結した後に公表する予定である。

7 参加の辞退

企画提案書類を提出した応募者で、事業への参加を辞退するときには、参加辞退届(様式集・様式 2-5) を「VIII 3 本事業に関する問い合わせ先」に提出する。提出は持参とする。

VI. 事業契約に関する事項

1 契約手続き

国は、優先交渉権者の選定にあたっては、事業スキーム、維持管理・運営方法等について、応募者に幅広い提案を求め、有識者等委員会の調査審議の結果を受けて、優先交渉権者を選定する。

よって、優先交渉権者の提案内容を踏まえ、優先交渉権者との充分な対話等に基づき、 事業契約を締結する予定である。

(1) 基本協定の締結

国は、優先交渉権者との間で、本事業の円滑な実施に必要な基本的事項を定めた基本協定を締結する。優先交渉権者は、基本協定書(案)(資料-3)により、基本協定を締結しなければならない。

(2) SPC又は共同企業体の設立

優先交渉権者は、本事業を実施するため、SPCを設立する場合は会社法に定める株式会社としてSPCを、SPCを設立せずかつ応募者が複数企業による場合は共同企業体を、事業契約締結までに設立する。

(3) 事業契約の締結

基本協定締結後、国は、事業者との間で、本事業を実施するために必要な一切の事項を定める事業契約を締結する。

2 事業契約締結までの留意事項

上記1で示した手続きの開始については、優先交渉権者選定後、速やかに実施するものとする。

また、優先交渉権者と事業契約を締結しない場合は、国は、次点交渉権者を改めて優 先交渉権者として選定し、協議を行う。

3 事業者の権利義務等に関する制限

事業者は、事前に国の書面による承諾を得た場合を除き、事業契約上の地位及び権利 義務を譲渡、担保提供その他の方法により処分してはならない。

4 国と事業者の責任分担

(1) 責任分担の基本的な考え方

国と事業者は、それぞれのリスク管理能力に応じて、適正にリスクを分担することにより、互いのリスクに関する負担を軽減することで、効果的かつ効率的な事業実施を可能とし、より安定的かつ質の高いサービスの実現を目指す。

(2) 想定されるリスクと責任分担

国と事業者の責任分担は、原則として事業契約書(案)(資料-4)によることとし、 応募者は負担すべきリスクを想定した上で提案を行うものとする。リスク分担の程度や 具体の内容については事業契約書(案)(資料-4)に示すが、事業契約書(案)(資料 -4)に示されていない場合は、双方の協議により定めるものとする。

特に、社会情勢等に応じ、事業目的の変更又は業務要求水準書以上の能力等が求められる場合には、国と事業者は、当該目的の達成や業務要求水準書以上の能力確保等の方策や対価等について協議を行い、本事業を継続することに努める。

(3) 機体に係る突発的な故障時の基本的考え方

ヘリコプターの特性を考慮し、日常的な維持管理の実施(業務要求水準書(資料-1)で示す業務)を実施していたにも係わらず発生する突発的な故障の基本的考え方は、以下のことを原則とする。

- 機体に係る突発的な故障発生時の事由が事業者の責になるかどうか判断がつかない場合を想定し、その間は「監視及び改善措置要領」に示す支払いの減額措置の対象としない。
- 突発的な故障発生により業務要求水準書(資料-1)に示す業務が実施できない場合は、その間の「防災ヘリコプターの運航に関する業務」の対価は支払わないものとする。
- ◆ なお、上記事項については、国と事業者の間で事業者の責になるかどうかを協議 して合意を得ることを前提とする。

5 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

(1) 法制上及び税制上の措置に関する事項

事業者が本事業を実施するに当たり、法令の改正等により、法制上又は税制上の措置 が適用されることとなる場合は、それによることとする。

なお、国は、現時点では、本事業に係るこれらの措置等は想定していない。今後、法制や税制の改正により、措置が可能となる場合は、国は当該措置の適用以降の事業契約上の措置について検討を行うものとする。

(2) 財政上及び金融上の支援に関する事項

事業者が本事業を実施するに当たり、財政上及び金融上の支援を受けることができる 可能性がある場合は、国はこれらの支援を事業者が受けることができるように努める。

(3) その他の支援に関する事項

国は、事業者が本事業を実施するに当たり必要な許認可等について、必要に応じて協力する。また、法改正等により、その他の支援が適用される可能性がある場合は、国は必要に応じて協力する。

6 事業が付保する保険

事業者は、事業契約書(案)(資料-4)に示す保険を付保するものとする。

VII. 事業実施に関する事項

1 誠実な業務遂行

事業者は、優先交渉権者が応募者として国に提出した提出書類、基本協定書、事業契約書に定めるところにより、誠実に業務を遂行するものとする。

2 事業期間中の事業者と国の関わり

- ① 国は、代表企業又はSPCに対して連絡調整を行うが、必要に応じて国と構成員及び協力企業との間で直接連絡調整を行う場合がある。この場合において、国と構成員及び協力企業と間で直接連絡調整を行った事項については代表企業又はSPCに報告する。
- ② 基本協定又は事業契約の解釈について疑義が生じた場合は、国と事業者は誠意をもって協議の上、その解決を図るものとする。
- ③ 基本協定又は事業契約に関する紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とする。

3 国による監視

国は、「防災へリコプターの維持管理・運営事業 業績等の監視及び改善要求措置要領(以下、「監視及び改善措置要領」という。)(資料-7)に基づき、事業者が事業契約書等に定められた業務を適正かつ確実に履行し、業務要求水準書に示す要求水準を達成しているか否かを確認する。

4 金融機関と国の協議

国は、本事業の安定的な継続を図るために、必要に応じて、一定の事項について、あらかじめ、本事業に関して事業者に資金を供給する金融機関等の融資機関又は融資団と協議を行い、当該融資機関又は融資団と直接協定を締結することがある。

VIII. その他特定事業の実施に関する必要な事項

1 特定事業の選定の取り消し

国は、事業者の募集及び選定に係る過程において、応募者がいない場合、又は本事業をPFI事業として実施することが適当でないと判断した場合は、優先交渉権者を選定せず、特定事業の選定を取り消すものとする。この場合、国は、この旨を速やかにホームページ等で公表するものとする。

2 情報公開及び情報提供

本事業に関する情報提供は、以下のホームページを通じて適宜行う。 関東地方整備局ホームページ (http://www.ktr.mlit.go.jp/)

3 本事業に関する問い合わせ先

関東地方整備局企画部防災課

住所 〒330-9724 埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1

電話 048-600-1333

E-mail kanto83-bousai08@ktr.mlit.go.jp

(添付ファイルを含め 1MB 以内とすること)

なお、事業の内容について、電話での直接回答は行わない。

4 添付書類

資料-1	防災ヘリコプター維持管理・運営事業	業務要求水準書
資料-2	防災ヘリコプター維持管理・運営事業	優先交渉権者選定基準
資料-3	防災ヘリコプター維持管理・運営事業	基本協定書 (案)
資料-4	防災ヘリコプター維持管理・運営事業	事業契約書 (案)
資料-5	防災ヘリコプター維持管理・運営事業	様式集及び記載要領
資料-6	防災ヘリコプター維持管理・運営事業	サービス対価の支払い方法
資料-7	防災ヘリコプター維持管理・運営事業	業績等の監視及び改善要求措置要領

平成 年 月 日

防災へリコプター維持管理・運営事業 直接対話 参加申込書

「防災ヘリコプター維持管理・運営事業」に関する直接対話について、下記の通り参加を申し込みます。

셂	社 名			
会社所在地				
	所属部署・役職			
担	氏 名			
当	電話番号			
者	FAX番号			
	メールアドレス			
参加者職氏名 1				
参加者職氏名 2				
参加希職氏名3				
参加希職氏名 4				
	<u> </u>			

- ※ 直接対話への参加を希望する企業ごとに提出してください。なお、本申込書を 提出する場合には、別紙質問書を必ず提出してください。なお、質問書の提出 様式は別添資料2により、Microsoft Excel 形式とし、期限は平成25年10月 18日(金)18:00までとする。また、提出方法は、募集要項 II.2 E-mail 宛て提出すること。
- ※ 担当者は、連絡および別紙質問書内容の確認先となる方1名としてください。
- ※ 会場の都合上、参加人数を4名以内とします。

別添資料 2 募集要項等に関する質問書【提出期限:平成25年11月1日】

平成 年 月 日

会	社 名	
会社所在地		
	所属部署・役職	
担	氏 名	
当	電話番号	
者	FAX番号	
	メールアドレス	

1.	2.	3.	4.	5.	6.
No.	資料名	%− ÿ	行	項目名	質問

【記載要領】

- ① 質問は原則としてすべて公開して回答する。
- ② 質問は1行につき1問とし、必要に応じて適宜行を追加すること。列の追加・移動、セルの結合は行わないこと。
- ③ 一つの箇所を対象に複数の質問を行う場合には、それぞれを互いに別の質問と見なし、各々別のセルに記載すること。
- ④ 別々の質問文間の相互参照を行わないこと。
- ⑤ 質問内容は会社としてとりまとめ、主旨の重複する複数の質問を行わないこと。
- ⑥ 本様式には質問のみ記載として利用すること。
- ⑦「3.ダ」の列には、当該質問対象箇所が記載されているページ番号を半角アラビア数字で記載すること。
- ⑧「4.行」の列には、当該質問対象箇所が記載されている行が当該ページ中で上から数えて何行目であるかを半角アラビア数字で記載すること。なお、文章中の空白行は一行とは数えない。表が含まれるページに関しては表中の一行もページ中の一行として数えるものとする。
- ⑨ 「5.項目名」の列には、当該質問に該当する大網(章等)より記入すること(英数字、カタカナは全角)。 記入例) I-1-(1)-r
- ⑩ 上記⑦~⑩の記載をもとに質問を対象箇所の順に並べ、「①No.」の列に「1」から順に通し番号を半角アラビア数字で記載すること。